

交渉等情報（5）

令和3年3月19日

各所属長 様

行政管理課長

春闘要求に対する回答について

高知県職員労働組合（以下「県職労」という。）からの春闘要求に対する回答について、下記のとおりお知らせします。

記

1 当局の文書回答

(1) 文書回答（令和3年3月18日）

2021 国民春闘に関する県職労独自要求に対する回答について

(2) 回答書（全文）

令和3年3月12日付けで提出のありました要求書について、下記のとおり回答します。

記

1、2について

職員の給与については、法令の定めによることはもちろんのこと、人事委員会の報告及び勧告を尊重するという基本姿勢のもと、国家公務員に関する措置を基本に、地域における民間給与等の状況を勘案して制度化するとともに、給与制度の趣旨を踏まえ、適正な運用を行っていかねばなりませんし、県民の皆さまの理解が得られるものでなければならぬと考えています。

会計年度任用職員の給与については、制度の趣旨や業務の実態等を踏まえて決定したものであり、新たな制度の変更等がない限り、現行によりたいと考えています。

3について

雇用と年金の接続を考慮した再任用制度については、制度の趣旨に沿って運用していきたいと考えています。

定年延長については、国の動向を注視し、適切に対応していきたいと考えています。なお、職員の勤務条件に関することについては、ご意見をお聞きしたいと考えています。

4について

不妊治療のための特別休暇については、国や他県の動向を注視しながら、検討を進めていきたいと考えています。

5、6について

総労働時間の縮減に向けては、機会あるごとに、その趣旨を説明し、事前命令の徹底や年休の取得促進などの取組を進めています。

また、時間外勤務等については、「活力のある職場づくりと公務能率等の向上について」（副知事通知）に基づいて、全庁的に取組を進めているところです。平成25年度からは、所属全体で意識の共有を図るとともに、より実効ある取組とすることを目的に、所属の目標設定の取組時期に合わせて、各所属で話し合いの機会を持つこととしています。

更に、平成 28 年度からは、「職員の創造性の発揮と業務の質の向上に向けた取組について」（副知事通知）に基づいて、業務運営の改善はもとより、既存事業のスクラップなどの事務事業の見直しや、外部委託の推進などに取り組むとともに、管理職員のマネジメント力の向上に向けた取組を進めているところです。

令和元年度からは、時間外勤務の上限が設けられたことを踏まえ、所属での業務及び事務分担の見直しや、協力体制の構築等、業務の平準化を図りながら、職員の健康管理に留意しつつ、適切な業務管理及び勤務時間管理を徹底しているところです。

また、デジタル化による事務の効率化を更に進めていきたいと考えています。

こうした取組を通じて、職員の健康増進や時間外勤務の縮減につなげていきたいと考えています。

三六協定については、労働基準法の趣旨に則った取扱いをしたいと考えています。

時間外勤務の上限設定の運用については、制度の趣旨に沿って適切に対応していきたいと考えています。

事務事業の見直しに関することについては、新しい組織・定数で勤務する中で、勤務条件に著しい変更が生じたケースについては、お話をお聞きしたいと考えています。

7 について

新型コロナウイルス感染症対策については、業務の状況に応じて、会計年度任用職員を含め、引き続き適正な職員配置に努めていきたいと考えています。

8 について

文書協定又は労働協約の締結については、現行の考え方によりたいと考えています。

なお、今後の地方公務員に関する労働基本権の在り方の議論には留意していきたいと考えています。

2 県職労からの要求

(1) 要求書提出

2021 国民春闘に関する県職労独自要求について（令和3年3月12日）

(2) 要求書（全文）

日頃より、民主的な地方自治確立と住民福祉・サービスの向上にご尽力されている貴職に敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症対策も、ワクチン接種という新たな局面に入りました。そのような情勢の中で示された来年度の機構改革および定数補正は、「感染防止と経済活動の回復をともに推進していく」としたものの、定数は微増にとどまっており、体制強化は不十分だと言わざるをえません。

一方、賃金に関しては、コロナ禍による地域経済への影響が反映され、厳しい情勢であることは間違いありません。ただ、地域医療・福祉、保健衛生、経済対策をはじめ、県民の生活基盤を支えるセーフティネットの役割は従来にも増して高まっています。そして、そのような公共サービスの最前線で働く自治体職員の労働条件の維持・改善は、極めて重要な課題であると考えます。

つきましては、下記のとおり県職労独自要求書を提出しますので、3月19日までに貴職の誠意ある回答を求めます。

記

1. 職員の生活実態等を踏まえて、月例給および一時金を引き上げること。
2. 均等待遇の原則に基づき、会計年度任用職員の賃金・報酬および諸手当を改善すること。
3. 雇用と年金の接続のため、希望者全員を再任用制度により雇用するとともに、定年延長については、別途提出する要求書に基づき、県職労との十分な交渉・協議を行うこと。
4. 不妊治療のための特別休暇を新設すること。
5. 総労働時間の短縮に向け、実効ある具体策を講じるとともに、三六協定については、その協定時間を遵守し、恒常的に時間外勤務のある職場については、具体的な改善策を示すこと。
また、時間外勤務の上限に関して、改正された職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や副知事通知及び改正労基法の趣旨を踏まえて厳格に運用すること。
6. 来年度の組織改正及び定数補正により労働強化が想定される職場については、改善策を明らかにするとともに、所属・部局での交渉に応じること。
7. 新型コロナウイルス感染症対策について、ワクチン接種や新型インフルエンザ等対策特別措置法改正への対応等、緊急を要する事態も想定されることから、兼務発令や応援体制のみならず、会計年度任用職員の確保など人的体制を抜本的に強化すること。
8. 要求等について労使合意が図られたときは、文書協定もしくは労働協約として締結すること。